

丹波篠山市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針

平成27年1月19日策定
令和7年 4月 1日改正

第1 趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用に関する法律」（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき兵庫県が定めた「兵庫県建築物木材利用促進方針」及び丹波篠山市ふるさとの森づくり条例等に即し、市内における木材及び地元産木材の利用を推進する上で必要な事項を定める。

第2 建築物等における木材の利用の促進の意義

丹波篠山市が公共建築物等の他、民間建築物（以下、公共建築物等という。）における木材利用を促進することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する市民の理解を深める。

1 木材利用そのものの効果

公共建築物等は、広く市民一般の利用に供されるものであり、県及びひょうご森づくりサポートセンターと連携しながら率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、市民に対して木とふれあい、木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。また、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の民間建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 森林の整備、地域経済・雇用の面での効果

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

第3 公共建築物等における木材利用の目標

1 木材を利用すべき公共建築物等

「公共建築物等」とは、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、市及び市以外の者が整備し広く市民一般の利用に供される建築物（別表1、3の整備内容欄で例示。）

2 公共建築物等における木材利用の推進

木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、備品、消耗品及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図る。なお、木材は積極的に地元産木材の利用に努める。

- (1) 低層の公共建築物のうち、別表1の建築物については木造化を図るものとする。
- (2) 公共建築物等において、木製品が環境にやさしい自然素材であることから、木材を原材料として使用した備品類・消耗品等の導入に努める。

備品類・消耗品等の例示

- ・机・椅子・書棚・、パーテーション・受付カウンター・サイン（案内標識）・ベンチ、玩具、遊具等の備品類
- ・紙類・文具類・名札・普及啓発のために配布する資材や記念品等の消耗品

- (3) 公共建築物等において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料を利用した設備の導入に努める。
 - (4) (1)の場合でやむを得ず木造化できない建築物（別表2）は、計画時点でコストや技術の面で木造化が困難であるものを除いて積極的に木造化を促進し、木造化が困難であると判断されるものを含めて内装等の木質化を促進する。また、法令や機能等の制限により内装等の木質化が困難な施設については、木製備品や調度品等の導入に努める。
- 3 市以外の者が整備する公共建築物に準ずる施設等における木材利用の推進
- 木材の利用に対する市民の理解を深めるとともに、経済波及効果を高めるため、市以外の者（民間事業者等）が整備する公共建築物に準ずる施設（別表3）、住宅、店舗、事務所等の施設においても、地元産木材をはじめとする木材の積極的な利用を呼び掛ける。

4 民間建築物における木材利用の促進

これまで木材利用が進んでいなかった事務所及び店舗等をはじめとする民間建築物への新たな需要開拓を図る。このため、県及びひょうご森づくりサポートセンター等と連携をしながら、建築主への木造建築事例等の情報発信等に取り組む。

5 住宅における木材利用の促進

住宅の新築及びリフォーム等における県産木材（地域産木材）の利用促進を図る。このため、県産木材（地域産木材）を利用した住宅建築への支援や、施主に対する県産木材（地域産木材）利用に関する情報発信等に取り組む。

第4 公共建築物等における地元産木材の利用促進に向けた取り組み

1 丹波篠山市の取り組み

丹波篠山市は丹波篠山市ふるさとの森づくり条例及び丹波篠山市ふるさとの森づくり構想を踏まえ、公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、民間団体その他の関係者の協力を得つつ、地元産木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。

- (1) 人材の育成、路網整備、林業機械の導入、森林の団地化等による木材の生産性の向上及び木材の供給体制の整備など
- (2) 木材の利用の具体的な事例や木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供など
- (3) 木材の特性やその利用の促進の意義についての市民理解の醸成
- (4) 森林・林業関係者の模範として、地元産木材の安定供給のため率先して市有林の持

続可能な森林経営を行うなど

2 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携した取り組み

建築物を整備しようとする民間事業者、建築士、建設業者、林業事業者、木材加工業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、丹波篠山市が実施する施策に協力するとともに、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 建築物を整備しようとする民間事業者、建築士、建設業者は、公共建築物等における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、積極的に木材を利用するよう努める。
- (2) 林業事業者、木材加工業者その他の関係者は、丹波篠山市や建築物を整備しようとする民間事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給等に関する正確な情報を提供するなど、木材の具体的な利用方法の提案等に努める。
- (3) 林業事業者、木材加工業者その他の関係者は、地元産木材の安定的な供給体制の構築及び品質の向上に努める。

3 地元産木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物等における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な更新を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

第5 先進的な技術等の活用

木造化及び内装等の木質化にあたっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、製材等のほかCLTや木質耐火部材等の活用、木造と非木造の混構造やTajima TAPOS®等の技術の活用に取り組む。

第6 建築物木材利用促進協定制度の活用

法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の活用により建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対し、積極的な制度周知に努める。

また、事業者等から建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

さらに、協定を締結した場合には、内容等を市ホームページ等で公表する。また、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するほか、必要な措置を講ずるよう努める。

第7 木材利用の促進の啓発

関係団体と連携し、木材利用の促進に向けて以下のことに取り組む。

- 1 市民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材利用の促進を図るとともに、市ホームページ等における木造建築物の事例紹介等により、木材利用の効果について積極的に市民へ普及啓発を行う。
- 2 建築物への木材利用について広く市民の関心と理解を深めるため、特に、木材利用促進の日（10月8日）及び木材利用促進月間（10月）において、ホームページ等の各種媒体における情報発信等を実施する。

第8 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関する重要事項

- (1) 公共建築物等の整備に当たっては、建設コストのみならず、維持管理や解体廃棄コストを含めたライフサイクルコストを検討するほか、木材利用の意義や効果にも配慮するものとする。また、備品や消耗品についても、購入コストや木材利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。さらに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入にあたっては、当該暖房器具やボイラーの導入及び燃料の調達に要するコスト、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及び燃料の供給体制についても考慮するものとする。
- (2) 公共建築物等の木材利用を推進するためには、市域にとどまらない広域的な視点にたった木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備や、木造施設の整備状況など木造化・木質化に関する情報共有が必要なことから、県・他市町との連携を図りながら木材利用の推進を図る。

※用語の定義

- ①「地元産木材」とは、市内の森林で伐採された丸太を原材料として、原則、市内の製材工場等で加工された製品とする。ただし、市内で加工できない製品は、市内の森林で伐採された丸太を原材料として使用している製品である場合は地元産木材とみなすことができる。また、県内で伐採された丸太を市内で加工した場合も地元産木材とみなすことができる。
なお、場合によっては兵庫県産木材と読み替えることができるものとする。
- ②「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- ③「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- ④「CLT（直交集成板）」とは、Cross Laminated Timberの略称で、ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料をいう。

- ⑤「Tajima TAPOSR」とは、木造建築物の部材（梁・桁）同士をつなぐ接合部（仕口）の耐力を飛躍的に向上させる加工技術のことをいう。従来仕口がU字型であるのに対し、V字型になっている。兵庫県立農林水産技術総合センター（森林林業技術センター）が開発した技術である。

別表1 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物の例

(※兵庫県建築物木材利用促進方針準用)

- ① 学校
- ② 社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）
- ③ 病院、診療所
- ④ 運動施設（体育館、水泳場）
- ⑤ 社会教育施設（図書館、公民館等）
- ⑥ 公営住宅

別表2 木造・木質化が困難な建築物の例（※兵庫県建築物木材利用促進方針準用）

- ① 災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- ② 刑務所等の収容施設
- ③ 治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
- ④ 危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
- ⑤ 博物館内の文化財を収蔵し又は展示する施設 等

別表3 市以外の者が整備する公共建築物に準ずる施設の例（※兵庫県建築物木材利用促進方針準用）

- ① 幼稚園・学校
- ② 社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）
- ③ 病院、診療所
- ④ 運動施設（体育館、水泳場等）
- ⑤ 社会教育施設（図書館、青年の家等）
- ⑥ 公共交通機関の旅客施設等
- ⑦ 高速道路の休憩所等（⑥⑦について併設される商業施設を除く）